



国からの保証料補給あり

協調支援型特別保証 のご案内

協調支援型特別保証とは、プロパー融資の同時実行などにより、金融仲介機能の一層の強化を図り、中小企業者のさまざまな経営課題を解決することを目的とした保証です。

＜協調支援型特別保証の概要＞

申込人資格要件 (保証対象者)	次のいずれかに該当する中小企業者が対象です。 【同時実行型】 申込金融機関から本保証付融資と原則同時に“本保証付融資額の1割以上”かつ“融資期間12か月以上”のプロパー融資を受けること 【フォローアップ型】 申込金融機関の支援を受けつつ、中小企業者自ら“経営行動計画の策定”ならびに“計画の実行および進捗の報告”を行うこと
保証限度額	2億8,000万円 うち無担保8,000万円
対象資金	事業資金
返済方法 および 保証期間	一括返済・・・1年以内 分割返済・・・10年以内（据置期間は“運転資金のみの場合”が1年以内、“設備資金のみの場合”または“設備資金を含む場合”が3年以内）
連帯保証人	必要に応じて徴求します。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
担保	必要に応じて徴求します。
貸付利率	金融機関所定利率
信用保証料率 および 国からの保証料補給	0.45%～1.90% 上記保証料率のうち、次のとおり国が一部を補給します。 【同時実行型】 協会申込受付年度により補給率が異なります。 令和7年度・・・ 1/2相当額 令和8年度・・・ 1/3相当額 令和9年度・・・ 1/4相当額 【フォローアップ型】 協会申込受付年度によらず、 1/4相当額
添付書類	通常の申込書類に加え、次の書類が必要です。 【同時実行型・フォローアップ型共通書類】 「協調支援型特別保証制度」申込人資格要件申告書兼誓約書 【フォローアップ型限定書類】 「協調支援型特別保証制度用」経営行動計画書
取扱期間	令和10年3月31日までの協会申込受付分に限りです。

※金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

詳細は、金融機関または当協会までお問い合わせください。

(令和7年4月発行)